

自殺予防対策に関する有識者意識調査結果 ＜ポイント＞

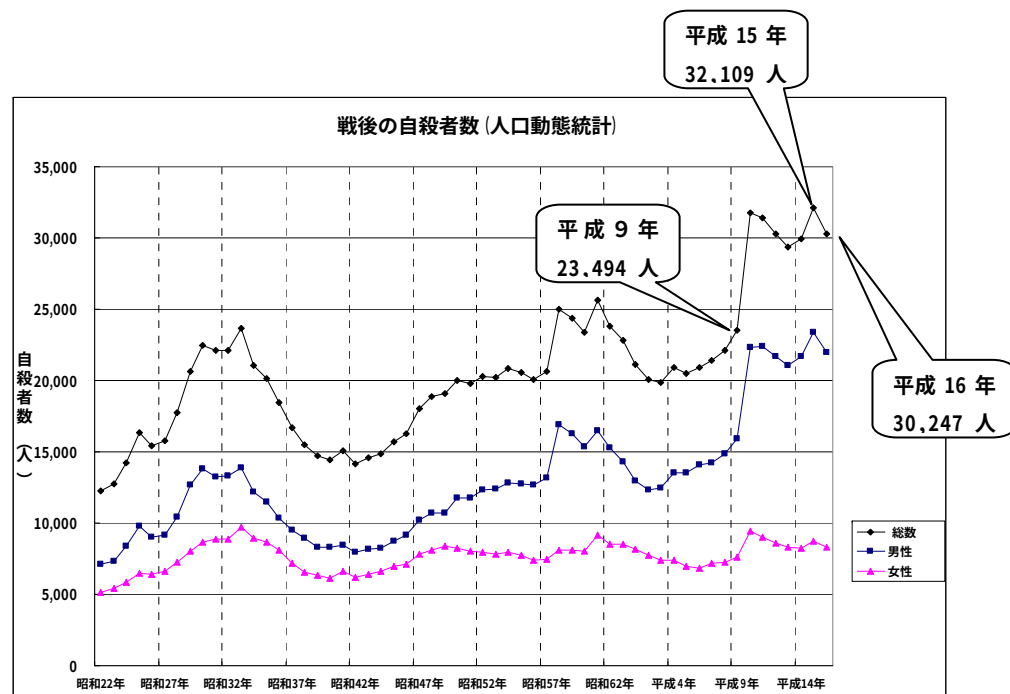
- 平成 10 年以降、自殺者数が 3 万人前後で推移（15 年及び 16 年は交通事故死者数の 4 倍以上）。自殺の減少に向けた取組が重要かつ緊急の課題
- この「有識者意識調査」は、
 - ・ 行政評価局の全国調査網（管区行政評価局・行政評価事務所）を活用した自殺予防対策の実施状況についての調査の一環として実施
 - ・ 全体の調査結果に先行して取りまとめ、その結果を公表するもの
 - ・ 行政機関による自殺予防対策に関し、自殺問題に関係する様々な分野の専門家の意見を調査
 - ・ 自殺予防対策に関わる専門家を対象としたこの規模での意識調査は初めての試み

※ 全体の調査結果については、この有識者意識調査の結果を踏まえ、近々、関係府省等に通知する予定。

<調査の概要>

1 背景

- 平成 10 年以降、自殺者数が 3 万人前後で推移（資料 1）
- 平成 15 年には、過去最高の 3 万 2,109 人、交通事故死者数 7,702 人の 4 倍以上（資料 2）
- 自殺死亡率は、世界で 10 位。G 7 の中で最も高い（資料 3）
- 政府としての取組方針や対策の枠組みなし
- 自殺者の減少に向けた取組が重要かつ緊急の課題



2 趣旨等

自殺予防対策の推進に資するため、行政機関による自殺予防対策に関し、自殺問題に関係する様々な分野の専門家の意見を「有識者意識調査」として平成 17 年 5 月から 8 月まで調査（国、地方公共団体等による自殺予防対策の実施状況の全国的調査の一環として実施）

3 調査対象者

- ① 自殺予防に関わる研究者
- ② 治療、相談、カウンセリング等を通じて現に自殺予防対策に取り組んでいる医療関係者
- ③ 厚生労働省の研究機関、精神保健福祉センター、保健所等の行政機関の専門家
- ④ 自殺予防に取り組んでいる民間団体の代表者等

⇒ 43 都道府県の 182 人を対象とし、180 人から回答
(回収率 98.9%)

◎ 自殺予防対策に関わる専門家を対象としたこの規模での意識調査は初めての試み

＜調査結果＞（詳細は、報告書 4 ページから 8 ページ参照）

調査項目

調査結果

1 行政機関による自殺予防対策の取組の強化

- ほとんどの有識者（180 人中 176 人）は、自殺予防対策について、行政機関による取組の強化が必要。
 - ・「強化が必要」及び「どちらかといえば必要」（97.8%：180 人中 176 人）

（資料 4）

○自殺予防に関する国民の理解の推進を図る対策

- 国によるマスメディアを通じた国民向けのキャンペーンなど、様々な手段により国民の理解の促進が必要。
 - ・「国によるマスメディアを通じた国民向けキャンペーン」（83.0%：176 人中 146 人）
 - ・「国や地方公共団体による地域住民へのパンフレット等の提供」（72.2%：同 127 人）
 - ・「家族等に対する自殺を考える人のサイン、うつ病のサインについての理解の促進」（67.0%：同 118 人）

（資料 5）

○地域における住民向けの対策

- 住民が相談機関等を活用するための情報提供の充実、民間団体及び行政機関の相談体制の充実が必要。
 - ・「住民が相談機関や医療機関を活用するための情報提供の充実」（79.0%：176 人中 139 人）
 - ・「「いのちの電話」等の民間団体の相談体制の充実」（76.1%：同 134 人）
 - ・「精神保健福祉センター、保健所などの行政機関の相談受付体制の充実」（73.9%：同 130 人）

（資料 6）

○**職域における労働者向けの対策**

○ **職場内のメンタルヘルスに関する相談体制の充実などが必要。**

- ・「職場内のメンタルヘルスに関する相談体制の充実」(73.9%：176人中130人)
- ・「メンタルヘルス専門家による産業医等に対する支援」(73.9%：同130人)
- ・「職場内外の相談窓口等に関する情報提供の充実」(72.2%：同127人)

(資料7)

○**学校における児童生徒等向けの対策**

○ **自殺予防対策の観点からの教育の実施などが必要。**

- ・「自殺予防につながる心の健康についての教育や自殺を身近な問題として、その対応方法等についての教育の実施」(66.5%：176人中117人)
- ・「児童生徒のメンタルヘルス問題について、家族の教職員等との相談などに関する情報提供の充実」(61.9%：同109人)
- ・「教員養成課程における自殺予防教育の充実の観点でのカリキュラムの導入」(60.8%：同107人)

(資料8)

○**関係機関の連携の促進及び国や地方公共団体による総合的な対策**

○ **地方段階で様々な関係者が連携して対策を実施することが必要。**

- ・「地方段階で保健福祉行政機関のみならず、医療機関、教育機関、警察、労働局、マスメディア等の様々な関係者の連携」(76.7%：176人中135人)

(資料9)

○ **関係府省が政府全体として中長期的な方針を策定し、官民一体となった取組が必要。**

- ・「関係府省が政府全体として中長期的な方針を策定し、官民一体となった取組」(75.0%：176人中132人)
- ・「健康日本21及び地方計画の自殺者減少目標達成のための対策の具体化」(69.9%：同123人)

(資料10)

2 自殺の実態把握

- **現状の統計などによる実態把握では、自殺予防対策の推進には不十分とする者が7割超。**

・「現状の統計などによる実態把握では、自殺予防対策を推進するには不十分」(72.8%：169人中123人)

(※現状の統計：人口動態統計(厚生労働省)、自殺死亡統計(厚生労働省)、自殺の概要資料(警察庁))

- **自殺未遂理由や自殺の要因・背景について個別事例の実態把握が必要。**

・「自殺未遂者に関するデータを収集する仕組みを構築すべき」(70.7%：123人中87人)

・「既遂者に対する専門家による調査を行うような取組を検討すべき」(67.5%：同83人)

(資料 11)

(資料 12)

3 自殺未遂者や自殺者の遺族に対する対策

- **自殺未遂者について、自殺未遂者数の把握、原因分析のための仕組みの構築、救命救急センター等治療を行った医療機関と地域の精神保健機関との連携によるケアの仕組み等が必要。**

・「自殺未遂者数の把握、原因の分析のための仕組みの構築」(56.7%：180人中102人)

・「救命救急センター等治療を行った医療機関と地域の精神保健機関との連携によるケアの仕組み」(55.6%：同100人)

・「自殺未遂者のケアを実施している民間団体の活動の支援」(45.0%：同81人)

- **自殺者の遺族について、民間団体の活動の支援、遺族の相談窓口の設置等が必要。**

・「「語らいの場」を設置している民間団体の活動の支援」(77.2%：180人中139人)

・「遺族の相談窓口の設置・専門家によるカウンセリングの実施」(57.2%：同103人)

(資料 13)

(資料 14)

[本件連絡先]

総務省行政評価局 規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 : ^{わた}渡 ^{なべ}辺 ^{しん}信 ^{いち}一 (内線: 9 0 6 4)

総括評価監視調査官 : ^{ほそ}細 ^{かわ}川 ^{のり}則 ^{あき}明 (内線: 2 4 9 9)

上席評価監視調査官 : ^た田 ^{なか}中 ^{ひで}英 ^と人 (内線: 2 6 2 6)

電話 (直通) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 4 0

(代表) 0 3 - 5 2 6 3 - 5 1 1 1

F A X 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 3 6

E メールアドレス kans2035@soumu.go.jp